

## 平成29年度 情報公開・個人情報保護制度の運用状況

本市では、市が保有する情報を公開することで、公正で開かれた市政の推進を図る一方、個人情報を適切に管理し、個人の権利や利益を保護しています。

### (情報公開)

| No. | 区分           | 全部公開 | 部分公開 | 非公開 | 不存在※ | 合計  |
|-----|--------------|------|------|-----|------|-----|
| 1   | 市長部局 (消防局含む) | 513  | 225  | 1   | 6    | 745 |
| 2   | 公営企業局        | 117  | 0    | 0   | 0    | 117 |
| 3   | 教育委員会        | 17   | 4    | 0   | 2    | 23  |
| 4   | 監査委員         | 0    | 1    | 0   | 1    | 2   |
| 5   | 議会           | 0    | 2    | 0   | 0    | 2   |
| 6   | 選挙管理委員会      | 1    | 0    | 0   | 0    | 1   |
| 7   | 農業委員会        | 0    | 1    | 0   | 0    | 1   |
| 合計  |              | 648  | 233  | 1   | 9    | 891 |

主な情報公開請求の内容＝工事に関する金額入り設計書、食品営業許可台帳

### (個人情報開示)

| No. | 区分           | 全部開示 | 部分開示 | 非開示 | 不存在※ | 合計 |
|-----|--------------|------|------|-----|------|----|
| 1   | 市長部局 (消防局含む) | 57   | 30   | 0   | 6    | 93 |
| 2   | 教育委員会        | 0    | 1    | 0   | 1    | 2  |
| 3   | 農業委員会        | 0    | 1    | 0   | 0    | 1  |
| 合計  |              | 57   | 32   | 0   | 7    | 96 |

主な個人情報開示請求の内容＝住民票交付請求書、固定資産税課税台帳

※不存在＝行政情報が存在しないもの



問 文書法制課 ☎948-6866 ・ ☎932-2408

### マイナンバーカードの申請用顔写真を無料で撮影中！

8月31日(金)までに市民課(市役所本館1階)でマイナンバーカードを申請する場合は、申請用の顔写真を無料で撮影しています。この機会に申請してください。申請方法などの詳細は、市ホームページを確認してください。

問 市民課 ☎948-6569 ・ ☎934-1801

## 平成31年度 市立幼稚園入園児募集

**対象** 平成25年4月2日～平成28年4月1日生まれの市内在住の児童

**定員** 下表のとおり(希望者が定員を上回る場合は抽選。抽選に漏れた人には補欠番号を交付。欠員時、番号順に入園可)

| 幼稚園              | 募集人員 |       |       |
|------------------|------|-------|-------|
|                  | 3歳   | 4歳    | 5歳    |
| 三津浜<br>☎951-0831 | 48人  | 40人程度 | 40人程度 |
| 五明<br>☎977-1630  | 16人  | 20人程度 |       |
| 石井<br>☎956-0089  | 48人  | 30人程度 | 20人程度 |
| 荏原<br>☎963-1103  | 32人  | 15人程度 | 15人程度 |
| 坂本<br>☎963-1154  | 16人  | 15人程度 |       |

※五明・坂本は混合クラス

**料金** 利用料は所得に応じて月額上限1万6,700円。給食代などは別途実費徴収

**申し込み** 9月3日(月)～10日(月)の15時～17時15分まで(土・日曜日を除く)。直接、願書(各幼稚園にあり)を希望の幼稚園へ

問 保育・幼稚園課 ☎948-6951 ・ ☎934-1021

## 保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と前年の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。

|             |   |                   |
|-------------|---|-------------------|
| 均等割額        | + | 所得割額              |
| 4万6,374円    |   | 所得金額 × 所得割率 8.78% |
| = 一人あたりの保険料 |   |                   |
| 最高限度額62万円   |   |                   |

※所得金額＝前年の所得の合計額－基礎控除額(33万円)  
※均等割額と所得割率は県内一律

## 保険料の軽減

### 【均等割額】

世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されます。

| 世帯の総所得金額等 (世帯主と被保険者により判定)                             | 軽減割額 |
|-------------------------------------------------------|------|
| 33万円以下の世帯<br>被保険者全員の各所得が0円となる場合(公的年金所得は控除額を80万円として計算) | 9割   |
| 上記以外の場合                                               | 8.5割 |
| 【33万円+27.5万円×世帯の被保険者数】以下の世帯                           | 5割   |
| 【33万円+50万円×世帯の被保険者数】以下の世帯                             | 2割   |

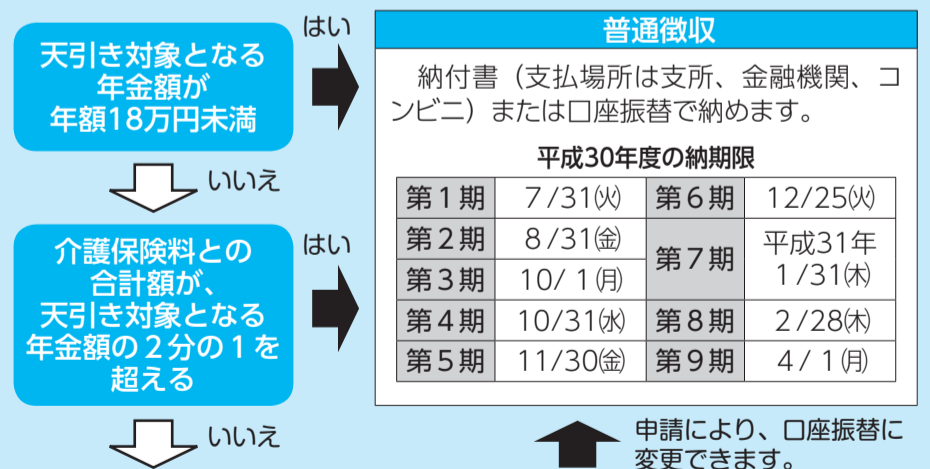
※65歳以上の公的年金などの所得は最大15万円を差し引いて判定  
※世帯主が後期高齢者でない場合も判定の対象  
※判定には、譲渡所得の特別控除や専従者控除は適用外

### 【被用者保険の被扶養者だった人】

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者だった人は、所得割額が課されず均等割額が5割軽減されます。ただし、国民健康保険(国民健康保険組合を含む)加入者だった人には適用されません。

## 保険料の納め方

保険料は、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替などで納める「普通徴収」のいずれかで、被保険者一人一人が納めます。



問 高齢福祉課 ☎948-6370 ・ 6371 ・ ☎934-1763

# 後期高齢者医療

新しい保険料の納入通知書

7月月中旬に

「後期高齢者医療」の被保険者証(以下、保険証)と、保険料の切り替え時期となりました。7月中旬に新しい保険証と保険料の納入通知書を郵送します。大切なお知らせですので、7月末までに届かない場合は、ご連絡ください。

8月からの保険証は薄い桃色

オレンジ色の封筒で、新しい保険証を送りますので、8月1日(水)からは、薄い桃色の保険証をご使用ください。

納付書での支払期限 第1期は7月31日(火)

今年度の保険料納入通知書を送りますので、内容を確認してください(左図参照)。納付書で支払う場合の第1期納期限は7月31日(火)です。支所、金融機関、コンビニでお支払いください。